

薬生食監発 1004 第 1 号

令和 4 年 10 月 4 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 有毒植物による食中毒予防の徹底について

今般、有毒植物（クワズイモ）が誤って食用として流通・販売され、これを購入し、喫食したことによる食中毒事例が発生しています（別添参照）。

令和3年6月1日から HACCP に沿った衛生管理が完全施行されているところですが、青果販売業向けの手引書には、有毒植物による食中毒を予防するためのポイント等が記載されていることから、これら手引書も参考に、仕入れ・検品等の工程における衛生管理を徹底するよう、貴管内の野菜果物販売業者等への注意喚起の実施をお願いします。

参考) 厚生労働省ホームページ

- HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書  
卸売市場（青果物卸売業／青果物仲卸業）、小規模な青果物小売業、農産物直売所  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)
- 自然毒のリスクプロファイル  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)

## 食中毒の発生について

令和4年10月4日(火)

## 1 事件の概要

令和4年10月3日(月)11時頃、臼杵市内の青果仲卸業者から県中部保健所あてに「9月29日(木)に納入先でハスイモを購入した客から、10月1日(土)に『口の中がかぶれた』『食べてみた瞬間にハスイモとは違うと感じた』『ハスイモと似ている別のものではないか』と連絡があった旨の通報があった。

農家が出荷した植物及び患者が調理した残品を調査した結果、当該植物はハスイモではなく有毒植物であるクワズイモと判断されたため、食中毒事件と断定した。

## 2 患者等の状況 (調査中)

(1) 摂食年月日 : 令和4年9月29日(木) 18時頃

(2) 初発日時 : 令和4年9月29日(木) 18時頃

(3) 摂食者数 : 11名

(4) 患者数 : 11名

	～10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	不明	合計
男	0	0	0	1	0	2	0	3
女	0	0	0	0	0	8	0	8
計	0	0	0	1	0	10	0	11

(5) 主な症状 口腔及び舌の痛み

## 3 原因施設

(1) コープうすき店

所在地 : 臼杵市臼杵9-16

販売期間 : 9月29日(木)～10月1日(土)

販売数量 : 15袋

回収数量 : 11袋

問い合わせ先 : コープうすき店 TEL 0972-63-1522

(2) 県内スーパー

2袋販売していたが、全て販売先を特定し残品を回収済みである。

## 4 その他流通先

若狭青果(ドラッグセイムス大分馬場店)

所在地 : 大分市馬場271

販売期間 : 9月29日(木)～10月3日(月)

販売数量 : 5袋

回収数量 : 0袋

問い合わせ先 : 若狭青果 TEL 090-2519-3823

\*店舗にて自主回収中。現在、健康被害の情報はなし。

5 原因食品 クワズイモ

6 病因物質 植物性自然毒(シュウ酸カルシウム)

## 7 措置

中部保健所は販売施設、青果市場、出荷者に対して以下の事項を指導  
指導事項

- ・食用と確実に判断できない植物については、出荷・販売しないこと。
- ・クワズイモはハスイモと誤認しやすいため、注意すること。

## 8 その他

- (1) 上記販売店舗で「テンジク」として販売された商品を購入した方は、販売店にお知らせください。
- (2) 有毒植物による食中毒防止について  
食用と確実に判断できない植物は、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」。
- (3) 野草等を食べて体調に異常を感じたら、直ちに管轄の保健所にご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

食品・生活衛生課 食品衛生班 若松、曾根

電話 097-506-3050/3051